



どんな病気であっても患者ということによって、人は差別されてはなりません。病気に対する正しい知識の普及を推進し、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

- ①正しい知識の普及
- ②患者一人一人を尊重した医療の実現



多様な性のあり方への理解を深め、人権が尊重される社会の実現に向けた啓発に努めます。

- ①地域社会に対する取組
- ②学校における取組



インターネットの特性とその影響を認識し、人権擁護の視点に立った教育・啓発に努めます。

- ①学校教育における取組
- ②人権侵害拡大の防止と情報モラルの啓発



- ・犯罪被害者とその家族
- ・刑を終えて出所した人等
- ・プライバシーの保護
- ・「きつねもち」迷信差別
- ・アイヌの人々
- ・北朝鮮当局によって拉致された被害者等
- ・ホームレス状態の人の人権
- ・人身取引（トラフィッキング）事件の適切な対応
- ・日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- ・災害と人権
- ・その他の人権課題

これらの課題に対し市民の正しい理解・認識と、問題解決に向けての積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。

施策の推進

☆市役所担当課で構成する庁内連絡会や、各課に配置している人権・同和问题職場研修推進員を中心として、市政のあらゆる分野で人権教育及び啓発を推進します。

☆出雲市同和教育・啓発推進会議、各地区同和教育推進協議会等の様々な推進組織との連携・協力のもと、人権尊重の社会の構築をめざします。

☆地域においては、中核的な推進役となる指導者の育成を図ります。

☆地域を構成する学校、PTA、関係機関、団体、企業等がそれぞれの役割に応じて連携・協力し合い、人権教育・啓発を効果的に推進します。

人権が尊重され、差別や偏見のない 明るく住みよい社会の実現をめざして

「出雲市人権施策推進基本方針」は、人権教育・啓発の基本的な方向を定め、総合的・計画的に施策を推進するための指針となるものです。

基本理念

「共生の心」の醸成

一人一人の個性や違いを尊重し、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

「人権という普遍的な文化」の創造

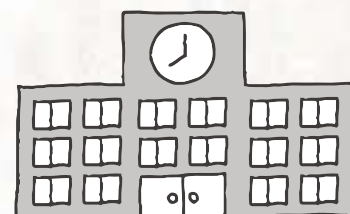
人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、次の世代に引き継いでいくことができるような「人権という普遍的な文化」の創造をめざします。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校や家庭、職場、地域など、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を行い、市民全体の人権意識を高めていきます。

学校等

一人一人が大切にされる教育を推進するとともに「自分の大切さと共に他の人の大切さを認める」ことのできる幼児・児童・生徒を育成します。



- ①人権・同和教育推進体制の確立
- ②計画的・効果的な同和问题学習・人権学習の充実
- ③異校種・保護者・地域・関係機関等との連携
- ④いじめの解消と不登校児童等の支援
- ⑤特別支援教育の充実
- ⑥啓発活動の推進

地域社会

学校や家庭との連携を図りながら、幼児から高齢者にいたる幅広い層を対象に、人権問題に関する生涯を通じた学習機会の充実と啓発の推進に努めます。



- ①各地区同和教育推進協議会等の活動促進
- ②コミュニティセンター活動の充実
- ③学習の場の確保と各種団体の連携促進
- ④指導者の育成
- ⑤人権に関する啓発と情報の提供

家庭

家族が人権問題を正しく理解できるよう、家庭における人権教育の支援に努めます。



- ①学習支援や啓発の推進
- ②相談・子育て支援等の事業の実施

企業等

企業等における人権尊重に関する自主的な取組を促進するため、関係機関と連携し啓発の充実に努めます。



- ①企業等の研修活動への支援
- ②関係機関等との連携

市職員・教職員等

人権に関わりの深い市職員、教職員等は人権に関する責任の重大性を認識し、自覚と使命感をもって職務にあたるとともに、地域においても推進者の役割を果たすために、人権教育の充実を図ります。

重要課題への対応

同和問題



これまでの同和教育や啓発の中で積み上げてきた取組の成果と、これまでの手法の評価や研究を踏まえ、なお一層、効果的な教育・啓発や同和地区住民の教育・就労対策等を推進します。

- ①差別意識解消に向けた教育・啓発の推進
- ②教育・就労対策の取組
- ③隣保館事業の推進

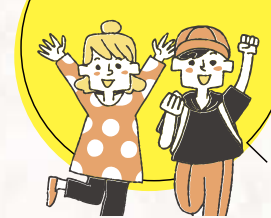
男女共同参画に関する人権



男女がお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現します。

- ①男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会づくり
- ②人権が尊重され安全安心に暮らせる社会づくり
- ③推進体制の整備

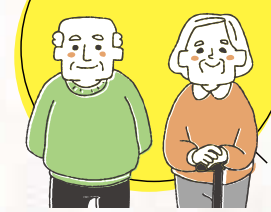
子ども



関係機関・団体はもとより、家庭、学校、施設などが互いに連携・協力し、市民が一体となって子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

- ①「児童の権利に関する条約」などの理解促進
- ②乳幼児や児童への虐待防止の取組
- ③相談支援体制の充実
- ④いじめ問題・不登校への取組

高齢者



高齢者が住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活が継続できるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に提供される「地域包括ケア」を一層推進します。

- ①福祉教育、啓発活動の推進
- ②就労・生きがい対策の推進
- ③認知症に対する取組
- ④成年後見制度
- ⑤高齢者虐待への対応
- ⑥相談支援体制の充実

障がいのある人



障がい者の自立と社会参加のため、福祉のまちづくりと、障がいを正しく理解するための教育や啓発活動を推進します。

- ①障がい者の地域生活を支えるための支援体制の充実強化
- ②権利擁護
- ③就労機会の拡大
- ④「ノーマライゼーション」の理念の普及啓発
- ⑤福祉教育・特別支援教育の推進

外国人



国籍や言語、文化、価値観の多様化が進む中で、日本人住民と外国人住民が、相互にコミュニケーションを促進し、お互いを認め合い安心して暮らせるまちづくりをみんなで進めます。

- ①差別意識解消のための教育・啓発の推進
- ②多文化共生の地域づくりの推進
- ③外国人のための相談体制の充実